

# ○警察職員の懲戒の取扱いに関する訓令の施行について

昭和 29 年 12 月 15 日例規第 517 号県警察本部長

最終改正：令和 4 年 12 月 12 日

本部、部・課・校・隊長

警察署長

警察職員の懲戒の取扱いに関しては昭和 29 年 7 月 1 日新警察法施行後においても、「従前の長野県警察隊長のした定の効力の経過措置に関する規程（昭和 29 年長野県本部訓令第 1 号）」により警察職員懲戒取扱規程（昭和 24 年長野県本部訓令第 7 号）が、なお効力を有し、これによっていたのであるが今般別添のとおり、警察職員の懲戒の取扱いに関する訓令を制定し、昭和 29 年 12 月 8 日をもって施行することになった。

この訓令の従前の規程と相違する点及び運用方針は、下記の通りであるから、取扱上遺憾のないようにせられたい。

## 記

### 第 1 改正の重なる点

- 1 従来の国家地方警察職員としての国家公務員から地方公務員に切替つたため、地方公務員法及び長野県条例の適用を受けることとなったので、懲戒の根拠法令が根本的に変わったこと。
- 2 従前の規程は、口頭審査を原則としていたが、この訓令においては書面審査を立前とし、特に被申立者から要求のあつた場合及び懲戒審査委員会において必要と認めた場合のみ、口頭審査を行うこととしたほか、一般に審査手続を簡略にした。
- 3 懲戒審査委員会は、審査が終つた場合当該事案に係る規律違反の有無について各委員から投票することになっていたが、これを廃止した。

### 第 2 解釈及び運用方針

#### 1 根拠（訓令第 1 条）

警察職員の懲戒の取扱は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）、職員の懲戒に関する条例（昭和 27 年長野県条例第 7 号）及び職員の懲戒に関する規則（昭和 27 年長野県人事委員会規則第 6 号）によるほか、この訓令によつて取扱うものである。

#### 2 懲戒審査委員会（訓令第 6 条）

懲戒審査委員会は、警察職員に対する懲戒処分を慎重かつ公正に行うため、任命権者の諮問機関として設置したものである。又従前の懲戒審査委員会は警察職員と一般警察職員との二本建てとなつていたが、この訓令においてはこの委員会のみで取扱うこととなった。

#### 3 口頭審査の要求（訓令第 9 条）

任命権者は、規律違反の申立がなされた場合は、事案内容を検討し、懲戒処分を要すると認め、懲戒審査を要求したときは、その旨所属長を通じて被申立者に通知することとした。これは警察職員が懲戒審査手続に附されていることを知らずに、突然処分が行われるということのないようにしたものであり、かつ、口頭審査を要求しようとする者に対し、その機会を与えるためである。

被申立者が身柄を拘束されている場合は、被申立者が口頭審査に出席できないことから、懲戒審査を要求した旨を告げた上、弁明の機会を与えることとされたい。

#### 4 委員会の審査（訓令第 11 条）

従前の規程による口頭審査は、被申立者の承諾のある場合のほかは、通知の日から 15 日以内及び 60 日以後は、行うことができないことになっていたが、これを廃止した。今後の口頭審査は、被申立者から要求があつた場合又は委員会が必要と認めた場合にのみ行うこととした。

なお、被申立者から口頭審査の要求があつた日から 7 日以内は委員会の審査を行うことができないと定めたことは、被申立者が審査期日の 3 日前までに必要とされる証人の呼出し要求、又は証拠の提出等、その間若干の準備期間を置くことを必要と認めたからである。

#### 5 処分書及び説明書の交付等（訓令第 15 条）

懲戒処分書及び説明書を当該警察職員に交付したときは、受領書（様式第 1 号）を提出させ、報告することとされたい。本条第 2 項には処分書の交付を受けるべき者の所在が判らない場合において、しかも他に交付の手段のないときは、長野県報に掲載、公告することにより交付にかえることができることになっている。

#### 6 本部長の訓戒（訓令第 16 条）

本部長の訓戒は、申し立てを受けた規律違反が軽微で懲戒処分を要しないと認めた場合、従前の訓告にかわつて行われるのであるが、これは所属長の訓戒と異なり、本部から作成送付する本部長訓戒書を当該警察職員に交付して行うものであり、請書（様式第 2 号）を徴して報告することとされたい。

なお、所属長の訓戒については、本訓令において特に定めてはいないが、本条に準拠して、従来通り規律違反の程度がきわめて軽微であつて懲戒手続に附する必要がないと認めるときは所属長訓戒にとどめることができる。

#### 7 本部長の注意（訓令第 17 条）

本部長の注意は、申し立てを受けた規律違反が軽微であつて、6 の措置を要しないと認めた場合に行われるのであるが、これは所属長の注意と異なり、本部から作成送付する本部長注意書を当該警察職員に交付して行うものであり、請書を徴して報告することとされたい。

なお、所属長の注意については、本訓令において特に定めていないが、本条に準拠して、従来どおり規律違反の程度がきわめて軽微であつて、6 の措置を講ずる必要がないと認めるときは所属長注意にとどめることができる。

### 第 3 記録

#### 1 懲戒処分

監察課長は、懲戒処分台帳（様式第 3 号）を備え付け、本部長が懲戒処分を行ったときは、懲戒処分台帳にその状況を記録しておくものとする。

#### 2 訓戒・注意

監察課長は、訓戒簿（様式第 4 号）及び注意簿（様式第 5 号）を備え付け、本部長の訓戒及び注意並びに所属長の訓戒及び注意の状況を記録しておくものとする。